

## 茨城空港連絡バス運行事業 受託事業者募集要項

(財)茨城県開発公社

### 第1 趣旨

首都圏三番目の空港として開港した茨城空港には、増大する首都圏の航空需要の一翼を担うことが期待されており、その役割を果たすためには、空港と東京都心とのアクセスの向上が求められています。

このため、茨城空港から東京都心までの利便性の高いバスの運行を受託する事業者を募集します。

### 第2 事業主体

茨城県開発公社（茨城県からの受託事業）

### 第3 委託上限額

50,865千円（平成22年度）

### 第4 事業内容

茨城空港と東京都心とを結ぶバスの運行とし、以下の条件をすべて満たすものとします。

#### 1 運行内容に関する事項

##### (1) 運行期間

平成22年4月（予定）～平成23年3月の1年間

運行開始日は、委託者と協議のうえ決定します。

##### (2) 運行ルート

茨城空港～東京都心

運行経路及び東京都心の発着地については、提案内容により決定します。

##### (3) 運行頻度・ダイヤ設定

運行頻度

茨城空港と東京都心との間を毎日2往復

ダイヤ設定

茨城空港を発着する定期便（ ）の利用者及び空港周辺住民による利用を総合的に考慮し、ダイヤ案を提案してください（複数案の提案も可）。ただし、バス運行開始の前・後にかかわらず、委託者の求めに応じて、柔軟な変更が可能であることを条件とします。

4月1日現在：アジアナ航空ソウル便、スカイマーク神戸便

##### (4) 運行車両

運行車両は、以下の条件をすべて満たすものとします。ただし、車両点検時等においては、委託者の同意を得て他の車両を使用することも可能とします。

車両タイプ：高速バスタイプ（高速道路の走行が可能な車両）

台数：(3)の運行が可能な台数

座席：座席数40席以上（運転席・補助席を除く）

トイレ：トイレを備えること

貨物収納場所：トランクを収納できるスペースを備えること

車内案内表示：所要時間、経路略図等を4か国語（日、英、韓、中）で表示すること

### (5) 運行形態

運行当初は予約制として運行し、その後速やかに、受託者等との調整を経て一般乗合による運行に移行します。ただし、運行当初から一般乗合による運行が可能な場合は、一般乗合により運行しても差し支えありません。

### (6) 管理体制

車両等の整備管理体制、事故発生時等緊急時の処理体制、乗客からの苦情処理体制が確立されているとともに、乗客その他の者の損害を賠償するための措置を講じること。

## 2 運賃に関する事項

運賃は、次の金額を基本とします。

ただし、バス運行開始の前・後にかかわらず、委託者の求めにより、変更することを可能とします。

	往復	片道
航空機利用者	1,000円	500円
航空機利用者以外	2,000円	1,500円

## 3 情報提供サービスに関する事項

バス利用者の利便性の向上を図るため、乗客からの質問・照会への対応、発着地からの乗換案内等の情報提供サービスを行うものします。この場合においては、外国語（英・韓・中ほか）による対応も可能とします。

## 第5 労働者の雇用

受託者は、業務に従事させるため、次により、新たに必要な労働者（失業者）を雇用するものとしてします。

- 1 雇用する者：運転手、運行管理者、情報提供サービス担当職員、事務職員、その他業務の運営に必要な者。
- 2 募集方法：公共職業安定所への求人申込みのほか、公開の方法により募集すること。
- 3 雇用・就業期間：1年以内（本業務に従事する者としての更新不可）
- 4 留意事項：事業費に占める新規雇用労働者の人件費の割合は、1/2以上とすること。

## 第6 応募手続き等

本事業に応募する者は、次に定めるところにより、提案書を提出してください。

- 1 提出方法  
下記提出先へ持参してください。郵送又は電子メールでの提出は認めません。
- 2 提出先  
水戸市笠原町978-25 茨城県開発公社ビル7階  
財団法人 茨城県開発公社総務部 総務企画課 栗木、奥野矢
- 3 提出期間  
平成22年4月5日（月）～4月12日（月）  
平日午前9時から午後5時までに提出してください。
- 4 提出部数  
20部

## 5 応募資格

次の条件をすべて満たす者としてします。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者，一般貸切旅客自動車運送事業者又は旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）の定めるところにより旅行業の登録を受けた者）であって，本要項に定める条件による事業の運営が可能なる者。

ただし，提案時点で一般乗合旅客自動車運送事業者以外の者については，提案後，速やかに一般乗合旅客自動車運送事業者の許可を取得すること。

なお，複数者共同による提案（共同運行）も可能とする。

- (2) 委託事業終了後も，同路線の運行の継続が見込める者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札者の資格）の規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと）。

## 6 提案内容等

### (1) 提案書類

書類名	記載項目	様式
提案書表紙		
提案企業概要	・ 提案企業名 ・ 代表者名 ・ 業務内容 等	様式 1
管理体制	・ 運行管理体制 ・ 整備管理体制 ・ 緊急時処理体制 ・ 苦情処理体制 ・ 旅客その他の者の損害を賠償するための措置	様式 2
運送に関する実績	・ 平成20年度運送実績（乗合，貸切） ・ 主な公共事業受託実績	様式 3
施設概要	・ 営業所の位置，名称及び規模 ・ 自動車車庫の位置及び収容能力 ・ 乗務員の休憩，仮眠又は睡眠のための施設の概要	様式 4
その他運行の信頼性に関する事項	・ 運行の信頼性を高める独自提案事項	様式 5
運行内容に関する事項（運行計画）	・ 運行車両 ・ 発着地 ・ 運行ダイヤ ・ 予約受付の方法 ・ 旅客手荷物の取扱いに関する事項	様式 6
路線収支計画等	・ 路線収支計画 ・ 受託可能額 ・ 新規雇用に係る計画	様式 7

### (2) 作成要領

提案書表紙

必要事項を記入し，押印すること。

提案企業概要（様式 1）

必要事項を記入し，様式記載の書類を添付すること。

管理体制（様式2）

ア 運行管理体制

イ 整備管理体制（車両等の整備に関する体制を記入すること）

ウ 緊急時処理体制（事故処理と運行回復に対応する体制を記入すること）

エ 苦情処理体制（苦情への対応と運行への反映のための体制を記入すること）

オ 旅客その他の者の損害を賠償するための措置

運送に関する実績（様式3）

ア 平成20年度乗合旅客運送実績

イ 平成20年度貸切旅客運送実績

ウ 主な公共事業受託実績

施設概要（様式4）

ア 営業所の位置・名称及び規模

イ 自動車車庫の位置及び収容能力

ウ 乗務員の休憩，仮眠又は睡眠のための施設の概要

その他運行の信頼性に関する事項（様式5）

その他運行の信頼性に関する事項があれば記載すること。

運行内容に関する事項（様式6）

ア 運行計画

（ア）路線図（起点・終点，キロ程，停留所の名称（仮称）・位置）

東京都心での発着地も提案すること。この場合において，発着地は年間を通じて利用可能な場所とすること。

（イ）運行ダイヤ

具体的な運行ダイヤとダイヤ設定の考え方を示すこと。

また，バス停への入線時間についても併せて提案すること。

イ 運行車両

（ア）車両の台数及び諸元

（イ）座席数

（ウ）障害者・高齢者の利用への配慮に関する事項

（例）優先席の設置に関する事，車椅子対応に関する事 等

（エ）車内での乗継情報提供に関する事項

（例）鉄道の時刻表表示等

（オ）その他運行車両に関する事項

ウ 予約受付の方法

・ 予約制で運行する場合の予約受付の方法（インターネット受付，電話受付等）

エ 旅客手荷物の取扱いに関する事項

・ 旅客手荷物の収納の方法等

オ その他

・ その他利用者の利便性を高める提案があれば記入

路線収支計画等

ア 路線収支計画

収入，支出に分けて積算を示すこと（様式任意）

なお、支出においては、次の項目別に示すこと。

- ・ 人件費
- ・ 燃料油脂費
- ・ 減価償却費
- ・ 車両リース費
- ・ 税（自動車税等）
- ・ 保険料（乗客の損害を賠償するための保険料，損害保険料等）
- ・ 有料道路使用料
- ・ 発着場等施設使用料
- ・ その他の運送関係経費
- ・ 一般管理費

イ 受託可能額

- ・ 各費目について、積算内訳を示すこと。

ウ 新規雇用に係る計画

- ・ 様式記載の項目を示すこと。

(3) その他

提案書類記載の内容について、質問・確認等を行うことがあります。

第7 審査方法

委託者において提案内容を審査し、事業者を選定します。

第8 失格事項

次のいずれかに該当する者は、失格とします。

- (1) 応募資格に定める要件を満たさない者
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した者
- (3) 法令に違反する行為をしたと認められた者

第9 委託費の支払い等

1 委託費の金額

予算の範囲内であり、かつ、原則として提案書記載の金額を上限額とします。

2 運賃収入の取扱

運賃収入は、受託者の収入とします。

3 委託費の精算

次の費用については委託費から控除するものとし、年度末に精算を行います。

(1) 運賃収入

(2) 運休した場合における「燃料油脂費」及び「有料道路使用料」

4 委託費の支払い

委託費は、事業終了後に完了報告及び検査を経た後に、3による精算後の金額を支払います。

第10 その他

事業の実施に関し疑義がある場合には、委託者・受託者で協議のうえ決定するものとします。